

提案基準 20

特別養護老人ホーム

市街化調整区域に老人福祉法に基づく特別養護老人ホームを建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 当該施設は、老人福祉法第20条の5に該当する特別養護老人ホーム（施設に運営上等必要とする施設を併設する建築物を含む。）であること。
 - 2 本市が当該施設の建築を要請しており、福祉施策の観点から支障がないと認められるものであること。
 - 3 当該施設の申請者は、社会福祉法人等で、申請に係る建築物は、老人福祉法第15条第3項に規定する届出又は同条第4項の規定による認可を受けられることが確実であること。
 - 4 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）に規定する協力病院が近隣に所在し、当該施設の規模は協力病院の十分な支援が受けられるものであること。
 - 5 当該施設は、次の全てに該当するものであること。
 - (1) 基準1から4までの内容について、当該施設の主管課と調整がとれたものであること。
 - (2) 敷地内に入所定員数の1割以上の来客用の駐車場を確保すること。
 - (3) 区域内には、次の表に掲げる開発区域の面積の区分に応じて、同表に定める数値以上の緑地面積を確保し、整備がなされていること。

開発区域の面積	緑地面積
5,000 m ² 未満	10 パーセント
5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	15 パーセント
7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	17 パーセント
10,000 m ² 以上	20 パーセント
 - (4) 市街化区域に隣接し、又は近接して計画されるものであること。
 - (5) 当該施設の汚水排水は、公共下水道又は公共用水域に接続放流できるものであること。
- 6 当該土地が農地であるときは農地転用の許可が受けられるものであること。
- 7 政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

留意点

- 1 特別養護老人ホームの神奈川県における主管課は、福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
- 2 特別養護老人ホームの本市における主管課は、市民福祉部介護福祉課
- 3 基準1の併設できる建築物とは、厚木市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に適合する事業所であって主管課と調整がとれたものであり、特別養護老人ホームと一体となって建築されるものをいう。また、併設する施設の規模は、特別養護老人ホームの規模を上回らないものとする。
- 4 基準2において、「福祉施策の観点から支障がないと認められるもの」の扱いについては、当該施設が適正に運営できると判断される規模であること等、その事業計画が適切である旨、市民福祉部介護福祉課の意見が付されるものであること。
- 5 基準5(1)の内容については、開発許可担当部局からの当該施設の開設許可等の見込みの意見照会において、主管課からの回答をもって確認するものとする。
- 6 基準の内容7については、「提案基準に係る災害危険区域等に係る取扱い」を参照すること。
(本内容は令和6年7月1日から施行する。)